

新・日本史入門 近代から現代へ (第6回) 2011年3月19日 現代の世界と日本

高度経済成長

日米安保条約の改定 (1960/1/19) - 岸内閣

・日本の防衛が日米の共同責任 ・「極東条項」の継続

池田勇人内閣 - 国民所得倍増計画 → 全国的な重化学工業化 技術革新と設備投資

松下電器工業・本田技術研究所・東京通信工業 (ソニー) らの急成長

農業・農村の変貌 - 食糧管理制度・農業基本法 → 多額な補助金と公共事業費 ← 農業構造

後継者問題 - 兼業農家の増大と機械化 改善事業

開放経済体制への移行 - 国際通貨基金 8 条国へ移行・OECD の加盟

東南アジア・韓国への進出 ← 賠償事業と新たな経済援助と借款の供与

日韓基本条約 (1965 年) - 対日賠償請求権の放棄・8 億ドル以上の資金提供

1965 年: ベトナム戦争の開始 → 経済の立て直し = 「ベトナム特需」 【史料 1】

在日米軍基地が戦争の補給基地に ← ベトナム反戦運動

沖縄復帰運動 - 沖縄返還協定 (1971) 【史料 2】

企業中心社会の形成

大企業集団の形成と政府の産業政策

6 大都市銀行を中心に大企業集団の形成 - 株式の相互もちあい

政府: 大企業集団の競争を促す → 低金利政策

基幹産業への補助金、設備投資や内部資金のための特別措置

産業基盤整備のための巨額な公共投資と補助金

日本独特の労使関係

日本的労使関係 = 終身雇用制と年功序列賃金制

新たに → 労使協議制・多能工化と配置転換・職務給や職能給

企業別労働組合 - 賃上げ闘争に重点 → 春闘 (1955)

組合の分裂 → 同盟と IMF・JC = 労使協調路線

企業集団の閉鎖性・企業中心の経営路線に対する批判も

高度経済成長の光と影

経済優先の政策 → 公害 - 四日市ぜんそく・富山イタイイタイ病・新潟と熊本の水俣病

住民運動 → 革新自治体の誕生: 東京都美濃部亮吉 - 環境対策と老人医療無料化

核家族の増大 - 「他人との比較」 - 「中流意識」 ← 学歴・マイホームや自動車など

マス・メデア - CM → 消費革命

アメリカ文化の流入 - ポピュラー音楽・フォークソング・グループ・サウンズ

純文学と大衆小説、中間小説、漫画雑誌とアニメーション テレビゲーム

石油ショックから行政改革へ

1971 年: ニクソンショック: 中国訪問計画と金とドルの交換停止

固定為替相場制から変動為替相場制へ (1 ドル 260 円台に急騰)

田中角栄内閣 - 日中国交正常化・日本列島改造計画 【史料 3】

1974年：石油ショック、1979年第二次石油ショック ←中東戦争・イラン革命
石油ショックからの回復－減量経営・ME化・ロボット化・人件費削減

→半導体などの工業製品の輸出増加

政党の多様化＝民主社会党・公明党＋新自由クラブ・社会市民連合

ロッキード事件（1976）－田中前首相の逮捕→金権政治への不信

生活保守主義の広がり←雇用不安・生活水準の維持

中曽根政権の元、行政改革の推進→公共事業費・公務員給与の抑制

電電公社・専売公社・国鉄

経済大国のひずみ

アメリカ：貿易赤字と財政赤字＝ドルの信頼動揺←背景：軍事費の激増

G5の開催（1985）－為替市場への協調介入

円の急騰＝240円から123円へ→円高不況－欧米諸国への輸出に頼る→貿易摩擦

対米貿易黒字の急増

日本への国際的な資金協力の期待→ODAの急増－1989年には世界第一に

＝アジア諸国との経済的な結びつきの強化

余剰資金を抱えた企業－土地・株式の投機的購入・資金の貸し付け

→地価・株価の急騰＝景気の回復（バブル経済）

→日本企業の海外進出（多国籍化）

資産や所得の格差→政府・日銀の抑制→地価・株価の下落

→投機に走った企業の一部倒産＝不良債権問題（平成不況）

55年体制の崩壊（1993）＝汚職事件と内閣交代の結果

竹下登：消費税（3%）の導入・リクルート事件

宇野宗佑→海部俊樹→宮沢喜一：東京佐川事件（1992）・日本新党の結成

1993年：自民党の分裂＝さきがけと新生党の成立－自民党の敗北

細川護熙内閣（8党連立）

夫

羽田孜→村山富市→橋本龍太郎→小渕恵三→森喜朗→小泉純一郎→安倍晋三→福田

政権交代（2009）：民主党鳩山内閣→菅直人内閣

世界の変動と日本の課題

世界経済の不安と国際協調 先進国と発展途上国の摩擦

ウルグアイ・ラウンド、北米自由貿易協定、EU、ASEAN自由貿易地域

→サミット＝通貨への協調介入・経済政策の相互調整

冷戦体制の終焉

ソ連：ゴルバチョフのペレストロイカ－民主化と軍縮

米ソの協調：INF全廃条約、米ソ首脳会議（1989）－冷戦の終結

東西ドイツの統一（1990）、東欧諸国の自由化と民主化、ソ連共産党の解体

冷戦後の世界と日本 不安定性の継続

天安門事件（中国、1989）、ミャンマーの軍事政権、パレスチナ問題

イラクのクウェート侵攻（1990）と湾岸戦争、同時多発テロ（2001）、イラク戦争（2003）

日本：国際平和活動への貢献問題（PKO・テロ特措法・イラク特措法…）【史料5】

差別の克服へ＝男女雇用機会均等法（1985）【史料4】、アイヌ新法（1997）

【史料1】

●日韓基本条約

第一条 両締約国間に外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第二条 千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。^①

第三条 大韓民国政府は、国際連合総会決議第一九五号^②（Ⅲ）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。^③（日本外交主要文書・年表）

【史料2】

●沖縄返還協定

第一条 1 アメリカ合衆国は、2に定義する琉球諸島及び大東諸島^②に関し千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益を、この協定の効力発生の日から日本国のために放棄する。……

第二条 日本国とアメリカ合衆国との間に締結された条約及びその他の協定（……）^③は、この協定の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に適用されることが確認される。

第三条 1 日本国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約^④及びこれに関連する取極^⑤に従い、この協定の効力発生の日に、アメリカ合衆国に対し琉球諸島及び大東諸島における施設及び区域の使用を許す。

（日本外交主要文書・年表）

【史料3】

●日中共同声明

日中両国は、一衣帯水の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなる。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」^②を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるといふ見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。……

一、日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。^③

二、日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。^④

三、中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国の立場を十分理解し、尊重し、ボンダム宣言第八項^⑤に基づく立場を堅持する。

五、中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。

六、日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。……

七、日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいづれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めべきでなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。

（日本外交主要文書・年表）

【史料4】

●男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するとともに、女子労働者について、職業能力の開發及び向上、再就職の援助並びに職業生活と家庭生活との調和を図る等の措置を推進し、もって女子労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的とする。

第七条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならない。

第八条 事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならない。

第一条① 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

② 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

③ 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。
(官報)

【史料5】

●アイヌ新法

①一九九七（平成九）年五月一

四日公布。全一二条。第二次

橋本龍太郎内閣の時

出典 二六〇ページ参照

●アイヌ新法①

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせてわが国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。
(官報)

【解説】戦後、日本国憲法により基本的人権の尊重は確立したが、差別撤廃へ向けての取り組みはどのように進められたのかを見てみよう。政府はようやく一九六〇（昭和三十五年）年に「同和对策審議会」を設置し、翌年「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問した。史料は一九六五（昭和四十）年にだされた答申である。答申は、部落問題は「基本的人権にかかわる課題」であり、「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」として、特別措置法の制定など六項目の同和对策の課題をかかげた。一九六九（昭和四十四）年同和对策事業特別措置法が制定され、その後二十八年間にわたる特別措置法による同和对策は一九九七（平成九）年三月を以て終了した。これにより居住環境や生活実態は大幅に改善されたが、差別意識の解消は相対的に遅れているとも指摘されている。

男女雇用機会均等法は女性労働者の増大、国連女性差別撤廃条約の批准などを背景に一九八六（昭和六十一）年に制定された。内容は①募集や採用、配置や昇進で女性差別をしないことを事業主の努力義務とする、②教育訓練や福利厚生、退職や解雇で女性差別を禁止する、③都道府県に機会均等調停委員会を置き、紛争の調停にあたる、などである。その一方で、労働基準法・勤労婦人福祉法が改定され、女性の時間外・休日労働、深夜業の規制の一部解除・緩和がなされた。差別禁止ではなく事業主の努力目標にしたこと、女性労働の規制が緩和したことなどが明確に批判も強かった。一九九七（平成九）年、均等法は改正され、男女差別をなくすための事業主の努力目標が明確に差別禁止規定に変わったが、相変わらず罰則規定はないうままであり、「女子保護規定」撤廃、特に「時間外労働・休日労働の制限、深夜労働の禁止」の削除をもちこんだ新しい「労働基準法」が成立した。男女平等の社会実現に向かっていっているのか、疑問の声も強い。

アイヌ差別の象徴であった一八九九（明治三十二）年制定の「北海道旧土人保護法」（二七〇ページ参照）の廃止と「アイヌ新法」の制定は永年の課題であったが、一九九七（平成九）年ようやく実現した。この新法により、アイヌは民族集団として認知され、日本は公式に国民として多様な構成であることを確認したことは画期的なことである。法律は、アイヌ民族の文化振興、アイヌの伝統などに対する知識の普及に限られ、アイヌ民族が強く求めていた北海道にアイヌが先住していたとする「先住性」については条文に盛り込まれなかった。この法に基づき、アイヌ文化の振興などの一連の施策が進められる。